

## 宣言文

皆様、こんにちは。

北海道ろうあ連盟理事長の山根です。よろしくお願いします。

北海道保健福祉部障がい者支援担当局長の新井です。よろしくお願いします。

まず初めに、昨年1月から流行している新型コロナウイルス感染症に対し、日々、患者の治療に従事されている医療従事者の皆様に、心から敬意を表すとともに、深く感謝を申し上げます。また、残念ながらお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、感染された方々やそのご家族に、心からお見舞い申し上げます。

それでは宣言します。

2013年に鳥取県が全国で初めて制定した「手話言語条例」は、今では400を超える自治体で制定されており、全国へと広がりを見せております。

こうした条例においては、手話は、「特定の意味、概念等を<sup>てゆび</sup>手指、表情などにより表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚に障がいのある方が自ら生活を営むために大切に育んできた文化的財産」としております。

北海道議会でも本年8月3日にこの条例を契機として、超党派による「手話を広める北海道議会議員連盟」が結成されました。

その広がりを見せる中、全日本ろうあ連盟は、障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、ろう者と限界集落の人々との交流を描いた映画「咲む(えむ)」を製作、全国各地で上映会を開催され、手話言語の魅力を広めておられます。

また、ろう者自身が運営する、ろう者のための国際的なスポーツ大会であるデフリンピックの日本初開催を目指して2025年夏季大会の誘致にも取り組んでおられます。

私たちは、これからも、手話は言語であるということ認識し、ろう者の一層の自立と社会参加を図るために手話言語法の制定を求め、全日本ろうあ連盟とともに手話言語のさらなる普及を進めていきましょう。